

研究ノート

「アクティブ・ラーニング」としての(?)ゼミナール活動

足立 清人

目次

1. はじめに
2. アクティブ・ラーニングとは
3. ゼミナール活動の内容
4. おわりに

1. はじめに

「学生教育の要諦は、『情熱』である」。

2016年9月21日、本学・学習サポート・センター主催FD「課題解決とアクティブ・ラーニング」で、「『外部講師による講演会』企画の実践による民法(法学)教育と社会人基礎力の育成」と題して、事例紹介を行った。冒頭の言葉は、発表の際に、最初に発した言葉である。今でも、その思いは変わらない。

FDでは、ゼミナール活動の「外部講師による講演会」企画での学生の教育・指導について、駆け足で報告を行った。当日、配布したレジュメは、【添付資料1】をご覧ください。事例紹介を依頼された理由は、おそらく、足立のゼミナール活動(以下、ゼミナールをゼミと略する)がアクティブ・ラーニング的な要素を備えていると考えられたことによると思われる(あるいは、無駄に活発な活動をしている怪しいゼミなので、何をやっているのか知りたいという興味本位だったのか

もしれない)。FDでは、活動の一部を紹介しただけなので、それ以外のゼミ活動の内容についても紹介しておきたい。ゼミの活動が、客観的にどう評価されるのか・批判されるのか、知りたいと考えるからである。

したがって、本稿は、アクティブ・ラーニングについて学術的な考察をするものでも、足立のゼミ活動の内容をアクティブ・ラーニングの観点から検証するものでもない。ただの覚書的なものにすぎない。

以下では、まず、アクティブ・ラーニングとは何かを、文部科学省・中央教育審議会の答申および教育学者の見解を引用して確認する。次いで、FDでは紹介できなかったゼミ活動の全容を紹介する。最後に、アクティブ・ラーニングに関わる書籍やモノグラフィーを渉猟し、アクティブ・ラーニング的要素をゼミや講義で実践しての感想めいたことを記す。

FDでの事例紹介は2016年9月であった。事例紹介で言い足りなかったことがあったの

キーワード：アクティブラーニング、ゼミナール、ディープ・アクティブラーニング

で、FD後すぐに本原稿の作成にとりかかった。しかし、日々の雑務に追われて、取りまとめが遅れてしまった。原稿の発表について責務があるわけではないが、発表の遅れは全て自分の怠慢に起因する。FDでの紹介から2年半が経過したが、ゼミ活動の内容に大きな変更はない。

2. アクティブ・ラーニングとは

文部科学省・中央教育審議会の平成24(2012)年8月28日の答申「新たな未来を築くための大学教育の質的転換にむけて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～」^{1), 2)}によれば、「生涯にわたって学び続ける力、主体的に考える力を持った人材」を育成するためには、「従来のような知識の伝達・注入を中心とした授業から、教員と学生が意思疎通を図りつつ、一緒になって切磋琢磨し、相互に刺激を与えながら知的に成長する場を創り、学生が主体的に問題を発見し解を見いだしていく能動的学修(アクティブ・ラーニング)への転換が必要である」とされる。「個々の学生の認知的・倫理的・社会的能力を引き出し、それを鍛えるディスカッションやディベートといった双方向の講義、演習、実験、実習や実技等を中心とした授業への転換によって、学生の主体的な学修を促す質の高い学士課程教育を進めること」が必要であるとされ、主体的な学修の積み重ねによって、「生涯学び続ける力を習得できる」とされる³⁾。

答申によれば、アクティブ・ラーニングとは、「教員による一方向的な講義形式の教育とは異なり、学習者の能動的な学修への参加を取り入れた教授・学習法の総称」であり、「学習者が能動的に学修することによって、認知的・倫理的・社会的能力、教養、知識、経験を含めた汎用的能力の育成」を図ることを目的にし、その方法は、「発見学習、問題解決学習、体験学習、調査学習等が含まれるが、

教室内でのグループ・ディスカッション、ディベート、グループワーク等も有効なアクティブ・ラーニングの方法である」とされる⁴⁾。

アクティブ・ラーニングについて整理した先駆的著作(Bonwill, C. C., & Eison, J. A. (1991), *Active learning: Creating excitement in the classroom*. ASHE-Eric Higher Education Report No.1)では、その一般的な特徴として、「(a) 学生は、授業を聴く以上の関わりをしていること

(b) 情報の伝達より学生のスキルの育成に重きがおかれていること

(c) 学生は高次の思考(分析, 総合, 評価)に関わっていること

(d) 学生は活動(例:読む, 議論する, 書く)に関与していること

(e) 学生が自分自身の態度や価値観を探求することに重きが置かれていること」

が挙げられ、その上で、アクティブ・ラーニングとは、「学生にある物事を行わせ、行っている物事について考えさせること」であると定義されている⁵⁾。

また、教育学者の溝上慎一によれば、アクティブ・ラーニングとは、「一方向的な知識伝達講義を聴くという(受動的)学習を乗り越える意味での、あらゆる能動的な学習のこと。能動的な学習には、書く・話す・発表するなどの活動への関与と、そこで生じる認知プロセスの外化を伴う」とされる⁶⁾。そうして、アクティブ・ラーニングの質を高めるための実践的動向として、①授業外学習をチェックすること、②逆向き設計とアセスメント、③カリキュラム・ディベロップメント、④授業を週複数回にすること、⑤アクティブ・ラーニングのための学習環境を整備すること、⑥反転授業を行うことが挙げられている⁷⁾。

3. ゼミナール活動の内容

ゼミ活動自体、学生の積極的な関与が要求

されるものであり、アクティブ・ラーニングを実践する場であるということもできる。当ゼミでは、民事判例研究とディスカッションに加えて、特徴ある活動として、「外部講師による講演会」の企画・開催、他大学のゼミとの法律討論会・合同ゼミ、小学校での法教育授業を行っている（FDでは、外部講師による講演会の企画・開催を報告した）。

以下では、まず、ゼミの運営方針などについて簡単に説明したあとで、レギュラー活動と呼んでいる民事判例研究とディスカッションのやり方を紹介し、イレギュラー活動に位置付けている上記三つの企画を紹介する。

(1) ゼミナール活動の概要

当ゼミでは、ゼミ活動を、レギュラー活動と、イレギュラー活動に分けて展開している。

レギュラー活動では、民事判例研究とディスカッションを行う。イレギュラー活動では、レギュラーの活動で習得した専門的な学識とスキルを応用して企画実践を行う。イレギュラー活動の企画実践は、「外部講師による講演会」企画の開催、他大学のゼミとの法律討論会や合同ゼミ、そして小学校での法教育授業の実践である。1年間のゼミ活動の計画とその趣旨については、後掲【添付資料2】「足立ゼミ・1年間のゼミ（学生教育・指導）スケジュール」を参照していただきたい。

経済法学科では、2年次からゼミが始まる（ゼミの募集は、前年度の11月頃に行われる⁸⁾）。ゼミは、必修科目ではなく、ゼミを履修するか否かは、学生の意思に委ねられている。各年次で、ゼミを変更することも学生の任意である⁹⁾。2017年度ゼミのゼミ生募集から、【添付資料2】を公表し配布し始めた。イレギュラーの活動である「外部講師による講演会」企画の「担保物権法講演会」の外部講師を務めていただいている現役銀行員との交流から、企業における人材育成の仕方を拝聴し、私自身のゼミ運営、学生指導・教育の考え方とスケ

ジュールを体系化し、それを事前に学生に伝えておくことが必要と感じたからである。

2年ゼミの判例研究とディスカッションと講演会企画は、学生が専門的な学習に進んでいくための土台作りを意識している。判例研究とディスカッションでは、専門的な学習と、プレゼンテーション・ディスカッションの手ほどきを行い、講演会企画では、グループワークの楽しさと企画をやり遂げたことの達成感を、学生に伝達・教示していく。また、2年次のゼミは、単年単位で考えており、学生が、3年時に他のゼミを履修した際に、リーダーとなれるような人格とスキルを身につけることができるような教育・指導を心がけている。

3年ゼミでは、原則、4年ゼミも継続して履修するように求めている。学生の就職活動も継続的に支援していくからである。3年ゼミの学生教育・指導の目的は、①判例研究とディスカッション、そして企画活動に取り組むことで、継続的な学習習慣を定着させることと、専門的な学識を習得すること、（学習方法・内容の内面化）、②判例研究と企画にチームで取り組むことで、各学生が社会人基礎力を身につけること、特にチームにおける自分の役割を把握し、チームでの課題・仕事に対する責任感を自覚させること（リーダーシップの習得）にある。また、3年後期になると、会社説明会が始まり、公務員講座が本格化することから、③就職活動に備えて、学生のこれまでの活動（判例研究とディスカッション、諸企画など）の振り返りと、自己の客観的な分析を指示する。さらに、④後輩学生の判例研究や企画活動のサポートを指示することで、学生に自らがどうあるべきかを考えるきっかけを与え、後輩学生のロールモデルとしての自覚を芽生えさせる（経験と自信の内面化）。後輩学生のサポート活動が上手いくと、学生は、学習面でも社会人基礎力面でも格段に成長する。

4年ゼミでは、就職活動の支援と、2年間の

学習や諸企画の学びを内面化することを目的とする。また、卒業後、社会人として仕事をしていくための人格、マインド、責任感の育成(リーダーシップ教育)と学識の定着化を目指す。後輩学生のロールモデルとしての自覚を継続的に求めていく。なお、4年ゼミでは、卒論の執筆を推奨している。

(2) レギュラー活動—判例研究とディスカッション

判例研究とディスカッションでは、1つの判例を四週間かけて取り扱う。前半二週間で、判例研究を行い、後半二週間で、原告と被告に分かれてディスカッションを行う。具体的には、学生を、研究班(ディスカッション時のジャッジも兼ねる)、原告班と被告班の3グループに分け、各グループが責任を持って学習に取り組むように、各班からリーダーを選出する。リーダーを中心に各グループと足立とで打ち合わせを行い、読むべき評釈や資料、関連判例・裁判例を指示する。学生の人数にもよるが、一グループ3、4名が適切な人数である。グループワークでのフリーライダーを生じさせないためである。また、グループのリーダーも、その程度の人数であれば、メンバーの状況を把握することができるし、各メンバーの(勉強の)分量も適切であると考えからである。

研究班は、前半の二週間で、担当判例・裁判例の事実関係と第一審・控訴審・上告審の判旨を説明し、当該判例・裁判例の論点について、評釈や資料を参照したうえで、研究発表(プレゼンテーション)を行う。判例研究の回数を重ねる毎に、読むべき評釈や参考資料の量をどんどん増やして、学生に学習の負荷をかけていく(最終的には、当該判例・裁判例に関わる全ての評釈と資料を読むよう指示する)。研究発表の後で、原告・被告班から研究班に対して、事実関係や判旨の確認、論点についての質疑応答を行う。質疑応答を通じて、研究班は、当該判例・裁判例の意義

と論点について理解を深め、原告・被告班は、後半のディスカッションに向けて、論点に関わる学説や判例・裁判例の対立構造を学ぶ。

後半の二週間で、原告班と被告班のディスカッションを行う。研究班がディスカッションのジャッジを務める。判例・裁判例を素材とすることから、原被告の主張の有利・不利が明白ではあるが、最高裁判所で控訴審の判断が覆されたり、論点についての学説の対立が明白な判例・裁判例を取り上げるようにしているのも、原被告いずれの立場にたっても、主張すべき事柄は存在する。ディスカッションの仕方については、初回のみ、足立が時間配分や方法を指示するが、2回目以降は、時間配分やディスカッション方法は、研究班を中心として学生たちに委ねている。学生たちの自主性・自律性を育むことを目的にしている。四週目に、ジャッジを務めた研究班が、原・被告班の書面と主張どちらに説得力があったかについて優劣を決定する。本ゼミも参加している大学対抗法律討論会(後述)の評価項目表を土台にして、これまでの学生たちが作成してきた評価項目表が代々受け継がれてきており、研究班はその評価表を利用して、原・被告班の主張の優劣を決定する。

なお、判例研究とディスカッションに当たっては、各班に、書面での報告・質問を求めている。研究班は、担当判例・裁判例の事実関係・判旨、その研究書面(一週目の発表で、不足があったり、質問があった場合には、追加研究書面)を提出し、討論に当たっては、原告・被告班双方が、主張書面、質問書を事前に提出し、三週目のディスカッション当日、相手方の質問書に対するの回答書を提出する(三週目のディスカッションで、不足があったり、追加の主張が出てきた場合には、追加書面、さらに再質問書、四週目の再回答書を提出する)。学生は、研究書面・追加研究書面、主張書面・追加書面、質問書・再質問書を、ゼミの一、二日前に、インターネット上のド

ライブにアップする¹⁰⁾。学生が、文書・文章の作り方、資料の作成・整理の仕方を学ぶことを目的とする。

判例研究とディスカッションの趣旨は、民事判例を素材に、複雑な事実関係を理解し、対立する・多様な主張・利益の関係を読み解き、評釈や資料の助けを借りながら、それを自分の頭の中で整理していく力を習得し、鍛えていくことにある。また、学生には、判例の理解を通じて、その背後にある社会・社会問題への洞察力を身につけて欲しいと考えている。

具体的には、学生には次のような力を身につけて欲しいと考えている。

- ①情報収集能力の習得
- ②法的リテラシーの習得
- ③プレゼンテーション・ディスカッション能力の習得と向上
- ④学生の自主性・責任感の陶冶とチームワークの習得

①について。判例研究を行うに当たって、学生は、まず、判例・裁判例を検索するために、データベースに当たらないとならない。データベースでの検索から、当該判例・裁判例の評釈などの所在情報を確認し、それを図書館で検索し、図書館に所蔵していれば、それを複写し、所蔵がない場合、他館への複写を依頼する。学生は、評釈を読むことで、さらに資料を検索、収集、複写、読解していくこととなる。さらに学問的な習熟が進むと、CiNiiなどのデータベースでの資料検索を通じて、自分たちの主張の論拠となるような資料を自主的に探すようになる。こうして、学生は、自主的・能動的な情報収集能力を習得していく。この力は、イレギュラーの活動である諸企画での勉強や、学生が卒業後に仕事をしていく際にも、学生の糧・助けとなる力であると考えられる。

②について。学生は、判例・裁判例、その評釈や論文資料などの読み込みを通じて、学

術資料の読み方、理解・解釈の仕方・考え方、そのまとめ方など、専門的な勉強の仕方を学んでいく。背伸びした学習が学生の力を伸ばしていく。学生は、学術資料と向き合い、その意味内容を理解しようとし、自分の頭・言葉で考えよう・表現しようとすることで、自らの論理的思考力を鍛錬し、さらに、多様な利益・価値観を衡量して、その調整を図る法的思考能力(リーガルマインド)も習得していく。教員は、学生の学習の進捗状況に合わせて、適切なアドバイスをを行い、学生の到達点を示し、さらなる発展的な学習に導いていくための後押しをしていかなければならない¹¹⁾。

③について。判例研究とディスカッションともに、自分たちの研究成果や主張を発表すること、その内容を他人に説得力をもって伝えることが基本である。学生は、判例研究とディスカッションを繰り返す(場数を踏む)ことで、人前で話すこと、プレゼンテーションとディスカッションの度胸とスキルを身につけていく。なお、ディスカッションでは、相手方を論駁するのではなく、相手方を説得するような議論をするよう指導している。相手方を尊重するディスカッションのマナーについては厳しく指導する。

④について。判例研究とディスカッションは、すべてグループ(チーム)で行っている。グループで行動する以上、誰かが怠れば(フリーライダーの出現)、誰かに負担が生じ、チーム内に不協和音が生ずる。グループワークでの問題の発生・直面、その解決(成功体験・失敗体験)を通じて、学生は、グループでの仕事の仕方(グループ内での自分の立ち位置・役割の発見など)を学んでいく。学生には、たとえグループのリーダーでなくても、リーダーシップを発揮するよう求めている(もともと、学生全員がリーダーの役割を経験できるように、判例研究とディスカッション、イレギュラーの企画のリーダーは、自薦

にせよ他薦にせよ、持ち回り制にしている)。グループの課題=自分の課題という意識を持たせて、グループの課題に、能動的に・責任感をもって取り組むよう指導している。この経験は、学生が卒業後、社会人として仕事をする際に役立つ経験であると考ええる。

判例研究とディスカッションでの文書提出のスケジュールや、討論のスケジュールと司会進行は、ほぼ全てを学生に委ねている。その目的は、学生の自主性を育み、グループ・ゼミ全体としてのディシプリン(規律性)を、メンバーのコミュニケーションと合意で成立させ、グループ(チーム)ワークを形成・確立させることにある。ゼミ活動は、自分たちが主役であり、ゼミの運営(マネジメント)は、自分たちに責任があることを自覚させる。

レギュラーの活動である判例研究とディスカッションで得た力は全て、イレギュラーの活動である企画活動でも活かされていく。また、当然に、学生が、大学卒業後、社会人として仕事をしていくに当たっても必要となる力である。

(3) イレギュラー活動

イレギュラー活動は、「外部講師による講演会」企画の開催(2, 3年)、大学対抗法律討論会や合同ゼミへの参加(2, 3年)と小学校での法教育企画(4年)である。

(イ)「外部講師による講演会」企画

「外部講師による講演会」企画とは、足立の担当する講義(「民法Ⅱ(債権各論)」,「民法Ⅳ(債権総論)」,「民法Ⅴ(担保物権)」,「金融取引法」,「法学」,年度によっては、「民法Ⅵ(親族法)」か「民法Ⅶ(相続法)」)に外部講師を招いて講演会を開催するに当たり、その内容を学生が企画するものである¹²⁾。たとえば、「民法Ⅳ(債権総論)」で講演会(「債権法講演会」)を開催するのであれば、学生には、「債権総論」の範囲内で何らかの問題を取り上げて、外部講師に講演してもらう内

容を考え、それに関わる学生取組みを行うよう、指示する。学生は、企画案をいくつか作成して、外部講師に提案(プレゼンテーション)を行い、以降、外部講師、学生と足立とが打ち合わせを重ねながら、講演会を企画・実施していく。外部講師による講演会企画の開催の仕方について、その概要は、拙稿「『外部講師による講演会』企画での民法教育と社会人基礎力の育成:法教育との関連も視野に入れて」法と教育6号79頁以下、足立・佐藤聡彦「『外部講師による講演会』企画を通じての学生指導と教育」北星論集(経)56巻1号43頁以下を、個別の企画の詳細は、足立・大部優斗・亀岡祐哉「2016年度外部講師による講演会企画『債権法講演会:奨学金問題を考える』報告」北星論集(経)57巻2号93頁以下、拙稿「2017年度『外部講師による講演会』企画『法学講演会—痴漢冤罪から見る刑事手続の問題点—』報告」北星論集(経)58巻1号107頁以下、「2017年度『外部講師による講演会』企画『債権法講演会—学生から見た奨学金』報告」北星論集(経)58巻1号135頁以下を参照されたい。

「外部講師による講演会」企画は、レギュラー活動である判例研究とディスカッションで学んだ専門的な学習の方法や学識、そしてグループワークを実践する場と位置づけられる。学生には、外部講師に講演してもらう内容(問題)を考え、その内容(問題)に関わる学生独自の取組みを講演会内で行うよう指示する。学生は、判例研究とディスカッションで得たスキルと法のリテラシーを用いて、講演会の内容を創り上げていく。学生は、自分たちで問題を選定・設定し、それに対する解法を示していかなければならない。問題の選定・設定に当たっては、どの問題を講演会で取り上げるか、取り上げた問題が講演会に相応しいものかどうか、議論を深めることができる問題がどうか、さらには、その問題が受講者にとって興味深いものか、なども考えなければ

ばならない。また、その内容(問題)を外部講師に提案するには、当然に、学問的正確さが要求される。判例研究とディスカッションのように、問題が与えられるわけではなく、学生は、内容(問題)の選定・設定から講演会の開催まで、自分たちの責任で、一から創り上げていかなければならない。しかも、それをグループで行う。考え方・意見の衝突、フリーライダーの出現など、グループワークに付きものの問題が、判例研究のとき以上に、顕著に表れてくる。また、学生個人としても、自己管理(体調や、アルバイトやプライベートとの調整、優先順位の付け方など)が要求される。学生にとっては、苦しい時間と作業が続くことになる。この作業は、社会での仕事に近いものである。外部講師が交渉・取引相手であり、受講者が顧客、足立が上司に当たる。学生は、講演会企画に取り組むことで、正解のない問題・課題に取り組むことで、社会での仕事を疑似体験することができる。学習を深め、社会人基礎力を育み、さらに、ストレス耐性を身につけることができる。

(ロ)「大学対抗法律討論会」・合同ゼミへの参加

(a)「大学対抗法律討論会」への参加

「大学対抗法律討論会」とは、札幌近郊の諸大学の民法・民事訴訟法・会社法のゼミが参加して、事例問題について、原告と被告に分かれて討論をするものである。2006年度から開催している。「大学対抗法律討論会」の詳細については、長屋幸世・足立・佐古田真紀子・南健悟「法律学教育における法律討論会の効用と社会人基礎力の関係」北星論集(経)52巻1号53頁以下、足立・長屋幸世「『iPad』を利用した実践的私法教育の研究』報告:大学間ゼミ対抗法律討論会でのiPad使用と、私法教育における法律討論会の効用について」北星論集(経)53巻1号15頁以下を参照されたい。

「大学対抗法律討論会」への参加は、3年前

期までの判例研究とディスカッション、そして企画活動による学習と社会人基礎力の育成の総決算となる。当然、勉強しなければならず、また、ゼミ全体で取り組むことから、判例研究や企画同様、チームワークが試されることになる。大学対抗法律討論会で成果を出すことで、学生が、自信を持って就職活動に取り組んでいけるよう指導している。もっとも、大学対抗法律討論会では、教員によるアドバイス・指導が認められていないので、討論会に至るまでの、学生教育・指導が重要となる。

(b) 合同ゼミ

2016年度から、拓殖大学と筑波大学の民法ゼミと合同ゼミを開催している。2017年度は、7月に拓殖大学で、11月に本学で、2018年度は、7月に拓殖大学で、10月に本学で合同ゼミを開催した。事案問題についての討論や合同での判例研究を行っている。

合同ゼミの目的は、他大学、特に首都圏の大学の学生や大学教員と交流をもつことで、学生の学習や大学生活の過ごし方に刺激を与えることにある。「大学対抗法律討論会」では、北海道内の他大学の学生と交流をもつが、道内の学生はどこかノンビリしているようなところがある。首都圏の大学の学生や大学教員と接することで学生に刺激を与えたいと思って、筑波大学と拓殖大学の大学教員にお願いをして、合同ゼミを開催するに至った。2016年度から3年間の実施ではあるが、首都圏の大学に遠征することで、学習、学生生活、そして就職活動においても学生の世界を広げることができたように思われる¹³⁾。

(ハ) 法教育(私法教育)

2016年度から、4年ゼミの企画として、大学近郊の小学校での法教育授業を開始した。

大学で講義をしていくなかで、卒業後、取引社会に飛び込む・巻き込まれる大学生にこそ一学部・学科で、法律を専門的に学ぶ大学生も、もちろん一、法教育、特に私法分野の

法教育が必要なのではないか、という問題意識を感じていた。「法と教育学会」への入会后、法務省・法教育推進協議会において、「私法分野教育の充実」が目標として掲げられている¹⁴⁾ことを知り、学生、特に、卒業後、社会に出ていく大学4年生に、小学生に対しての私法教育を行わせる(アウトプットする)ことで、学生自身が、私法の理念や法制度を内面化できる(インプットできる)のではないかと考えて、小学生に対しての私法教育を実践するに至った¹⁵⁾。小学校での法教育授業の概要については、拙稿「2016年度 小学6年生を対象にした『法教育』授業」企画の報告」北星論集(経)58巻1号121頁以下を参照されたい。

4年ゼミの企画として、法教育授業の展開を立ち上げた理由は、上記のように、私法の理念や法制度を内面化する(インプットする)ことにある。また、大学4年生の多くは就職先が決まると、最後の自由な時間を謳歌しようと、アルバイト・遊びに精を出す。もちろん、それも良いのだが、大学に所属する以上、最後まで、大学での学習や大学に関わって欲しいという思いと、高等教育を修めたという自覚を持って欲しいという思いで、4年ゼミの企画として法教育企画を立ち上げた。

(二) その他

ゼミでは、毎月、学生に「活動記録シート」を提出してもらっている(【添付資料3】を参照)。年度の初めに、「将来の夢・希望」、「1年後の目標」、「1年後の目標、将来の夢・希望を実現するために、この1年間、どう過ごすか」を考えて記載して提出させる。(年度初めの)この記載を、随時、振り返るよう指示している。毎月、学習面と社会人基礎力面において、その月の計画・目標を立て、月末に、計画・目標が実現できたかどうか(自己評価)、自己評価を受けての取組みを記載して提出させ、足立から、その月の活動状況などについ

でのフィードバックを返信している。

学生が計画立てた大学生活を送るため、シートの記載と提出を通じて、学生の自己管理能力と自律性を鍛えることを目的とする。また、シートは学生との対話(コミュニケーション)のツールでもあり、シートのやりとりを通じて、学生に、自らの成長や課題を自覚させ、ときには学生に自信を与え、ときには課題を提示しその克服を促す、学生を後押しするための手段となる。

もっとも、実際には、シートの提出を促しても、提出しない学生も多く、学生への対応に難儀している。毎年、講義負担、研究、大学業務が増え、シートへの対応や学生との個別面談の時間を捻出しづらくなっているという現状もある。

ゼミでは、また、OGOB・先輩・後輩の縦の関係を意図的に創り出すようにしている¹⁶⁾。たとえば、毎年前期に開催する就職相談会や、時節に応じて開催するOGOB・現役生による懇親会などである。OGOB・先輩学生は、後輩学生と接することで、ロールモデルとしての自覚と、(社会人になっても重要な)後輩の教育・指導のスキルを学び、現役学生は、OGOBと接することで、社会人の有りようを学び、OGOB・先輩学生の姿に、自分たちの活動を続けることでの将来像・成果を見ることになる。ゼミ活動の運営に当たっては、OGOB・先輩学生に大いに助けられている。

4. おわりに

以上、ゼミ活動の内容を紹介させていただいた。当ゼミの活動が、アクティブ・ラーニングの内容を充たすものなのかどうか、充たすとしても、「学習者が能動的に学修することによって、認知的・倫理的・社会的能力、教養、知識、経験を含めた汎用的能力の育成」を図ることに与るものなのかどうかは分からない。学生が、大学卒業後、社会人として仕

事をしていくうえで、ゼミでの学びが役に立ったと思えるのであれば、その効果もあったのかもしれない。

個人的な感想を書かせていただく。本学FDで、「アクティブ・ラーニング」を知り、それを(批判的に)受容してきたことは、個人的には有意義・有益であった・ある。ゼミ活動だけではなく、講義の仕方についても振り返るきっかけとなったからである。実際、アクティブ・ラーニングについての書籍・モノグラフィーを渉猟して¹⁷⁾、様々な教育方法や実践を知ることで、学生への接し方、講義・ゼミの仕方を振り返り、反省し、その有りようを変化させた。学生は多様である¹⁸⁾。学生に応じて、学生への接し方、講義・ゼミの仕方、教育方法を変化させていかなければならない。

エリザベス・F・パークレー著・松下佳代訳「【学生の関与の重要性】関与の条件—大学授業への学生の関与を理解し促すということ—」(松下編『ディープ・アクティブラーニング』(勁草書房, 2015年))で挙げられている問い、すなわち、「あなた…は、学生が自分の学んでいることに価値を見出すよう援助するために、何をしていますか?」(71頁), 「あなた…は、学生が努力すればうまくやれると期待できるよう援助するために、何をしていますか?」(73頁), 「あなた…は、学生が自分自身の学習にアクティブに参加し、それによって、関与のある学習に求められるレベルで自分自身の知を『構築』していけるよう援助するために、何をしていますか?」(83頁), 「あなた…は、学生が、①最適のチャレンジ・レベルで取り組み(難しすぎることもやさしすぎることもなく)、②学習コミュニティの大切なメンバーだと感じ、③ホリスティックに学ぶ、ということを手助けしていますか?」に接して、自分の学生への接し方、講義・ゼミの仕方、教育方法が、いかに尊大であったかを思い知らされ、恥じ

入った。これ以降、パークレーの問いかけを常に意識して、学生と接するようにしている。

我われ教員には、学生をマネジメントする能力が求められるのはもちろん、我われ自身を、学生・社会などの変化に応じて、マネジメントする能力が求められている。大学教員という立場に胡坐をかいてはならない。そして最後に、学生教育には、学生を目の前にして、この学生を育てなければならない、と思える情熱が必要であると考え。

(了)

¹⁾ 文部科学省ホームページ (http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1325047.htm) (2018年11月5日)を参照。

²⁾ 個人的な感想ではあるが、大学の現場は、中央教育審議会の答申に振り回されていると感じている。答申に応じた教育をしていくために、いたずらに会議やFDが繰り返され、教育の枠組に関する議論ばかりに時間が費やされ、その結果、肝心要の実際の教育が等閑になっている。会議やFDに時間を取られて、教材作成や学生と向き合う時間が失われている。

³⁾ 平成24年8月28日「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」(答申)9頁。

⁴⁾ 平成24年8月28日「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」(答申)「用語集」37頁。

⁵⁾ 松下佳代「ディープ・アクティブラーニングへの誘い」(松下佳代編『ディープ・アクティブラーニング—大学授業を深化させるために』(勁草書房, 2015年))1・2頁。本書は、本学文学部教授中嶋輝明先生(2016年度 学習サポートセンター長)から紹介された。

⁶⁾ 溝上慎一「【アクティブラーニングの現在】アクティブラーニング論から見たディープ・アクティブラーニング」(松下編『ディープ・アクティブラーニング』)31・32頁。

⁷⁾ 溝上「アクティブラーニング論から見たディープ・アクティブラーニング」37-44頁。

⁸⁾ ゼミ履修の可否は、2014年度から、先輩ゼミ生による面接で決定している。ときに、先輩ゼミ生による可否の判断と、足立の可否の判断が異なることがある。総じて、先輩ゼミ生による評価の方が、

辛口である。先輩ゼミ生は、ゼミ履修可否のための面接を行うことで、後輩ゼミ生の指導・教育の自覚と責任感を持ち始める。また、ゼミ履修可否のための面接は、就職活動を控えるゼミ生にとっても、それを終えたゼミ生にとっても、自分自身を客観的に振り返る機会となる。

⁹⁾ もっとも、2年、3年、4年と一つのゼミを継続して履修する学生が多いように思われる。私のゼミも例外ではない。

¹⁰⁾ ゼミで、インターネット上のドライブを共有している。Microsoft One Drive, Google Drive, Drop Box を使っているが、利便性の良い One Drive をメインに利用している。

また、学生たちの勉強会や企画打ち合わせなどのスケジュール管理のために、Google Calender を利用している。学生のスケジュール管理能力を養うためである。学生たち、足立、そして OGOB も、カレンダーのスケジュールにより、それぞれの活動の動きを把握することができる。もっとも、学生たちが、カレンダーに予定を反映できるようになるためには、何度も指摘をしていかないとならない。足立自身も、Google Calender で自身のスケジュールを公開しており、学生たちは、それを見て、足立との打ち合わせや質問時間をセッティングしている。

¹¹⁾ ゼミ活動が進むと、判例研究への取り組み方や企画への参加の仕方で、明らかに意識が変わったという学生が出てくることがある。1人の学生の意識が変化すると、それが周りの学生にも影響を及ぼし、相乗効果を及ぼすこともある。もっとも、その反対もあるので、教員は注意しないとしない。

¹²⁾ 「外部講師による講演会」企画への参加は任意だが、ほとんどの学生が企画に取り組んでいる。企画を経験した先輩学生の成長した姿を見て、後輩学生も自発的に企画に参加していると思われる。

¹³⁾ なお、2018年度から、2年ゼミでは、本学社会福祉学部福祉計画学科・林健太郎先生（労働法・社会福祉法）のゼミとの合同ゼミを開始した。

¹⁴⁾ 法務省HP・平成21年5月15日・法教育推進協議会「私法分野教育の充実と法教育のさらなる発展に向けて」(<http://www.moj.go.jp/content/000112183.pdf>) (2018年11月5日) を参照。

¹⁵⁾ 学生による法教育授業の実践が、学生教育に及ぼす意義については、大村敦志「特集 法教育と法律学の課題 はじめに」ジュリ1404号8・9頁、野坂佳生・福本和行・荒井美友季「金沢法友会

における法教育の研究と実践—学士課程法学教育におけるその意義—」金沢55巻1号43頁以下、山口敬介「法学部生による法教育実践の一例—現状の紹介と展開可能性」法と教育8号29頁、35頁以下を参照。

¹⁶⁾ 慶応大学三田会のやり方を参考にしている。たとえば、週刊ダイヤモンド2016年5月28日号「慶応三田会 学園の王者」などを参照。

¹⁷⁾ 現在、アクティブ・ラーニングに関わる書籍・モノグラフィーは、その全てをフォローすることができないほど無数に発表されている。「アクティブ・ラーニング」の抱える問題から、「ディープ・アクティブ・ラーニング」という概念・方法も主張されている。松下編『ディープ・アクティブ・ラーニング』を参照。

¹⁸⁾ 講義でも、アクティブ・ラーニング的なワークを積極的に取り入れるようになった。しかし、アクティブな取組みを苦手とする学生も、少なからず存在している。講義中の学生一人一人の様子を確認しながら、学生に応じた講義をしていかないと感じている。

【添付資料1】 FD「課題解決とアクティブ・ラーニング」

20160921

経済法学科 足立清人

『外部講師による講演会』企画の実践』による民法（法学）教育と社会人基礎力の育成

【内容】

足立の担当する講義に外部講師を招いて、講演会を開催するに当たり、講演会の内容と構成を、外部講師、ゼミ生と担当教員が打ち合わせを重ねながら創っていく（3ヶ月程度の準備期間）。講演会の内容と構成については、必ず、学生取組みを入れるよう指示している。

【趣旨・目的】

- ・ 専門的な民法（法学）学習への動機付け
 - ←外部講師を入れることで、社会・実務と民法（法学）との関連を学生に意識させる。
- ・ 社会人基礎力の育成
 - ←外部講師や足立とのやり取り、チームで企画に取り組むことで、チームビルディングとチームワークの形成とリーダーシップ・フォロワーシップを習得させる。
 - （・10年後20年後を見据えた学生指導・教育（人材育成、リーダーシップ教育））

【具体的な内容】

1. ゼミ生への講演会企画とその目的の提示
2. 企画チームの形成、リーダーとサブリーダーの選出
 - 講演会予定日の決定（外部講師との交渉で変動あり）
 - 企画の進め方（スケジューリング、アジェンダ・議事録の作成など）
 - ←社会人基礎力の育成
 - 企画案（講演会の内容、構成、学生取組みなど）の作成
 - ←民法（法学）教育
 - 企画案完成後、足立、OGOB、先輩ゼミ生、外部者の前でのプレゼンの繰り返し
3. 外部講師への企画案のプレゼン・交渉の繰り返し（通常、3、4回程度）
 - 企画案の練り直し、足立・先輩ゼミ生前プレゼンの繰り返し
 - 講師案の提示（実務で問題となっている事例）
4. 企画案の決定
 - 企画案実現のための準備（詰めの作業、リハーサル（原稿、パワーポイント作りなど））
 - 講演会開催のための事務作業（広報（ポスターチラシの作成、告知など）、当日の動きなど）
5. 講演会の開催

【添付資料 1】 FD「課題解決とアクティブ・ラーニング」

6. 反省会

企画担当ゼミ生、先輩ゼミ生、OGOB、(可能であれば、外部講師、) 足立による企画全般に対しての反省会

企画について、運営面から、そして企画案に対しての学問面からのフィードバック

各ゼミ生に対しての個人的なフィードバック

ーゼミ生が、講演会企画を通して獲得した学力・社会人基礎力の確認と内面化と、課題の認識
企画マニュアルの改訂

【成果・効用】

- ・学力・社会人基礎力両面での成長
- ・小さな成功(と失敗)の積み重ねによる自信の獲得
- ・(講演会企画経験後、) 成長の実感による後輩・後輩の企画へのサポート
- ・大学・学部・学科(・ゼミ)に対しての帰属意識 「本学に来て良かった！」

【問題点】

- ・チームビルディングとチームワークの問題(フリーライダーの存在による学生間の不満・対立)
- ・オーバーワークによる学生の不満とバーンアウト
- ・企画中・企画後ともに、前に踏み出す力(action, チャレンジ精神)の弱さ
- ・学生の回避傾向(ブラックゼミ!)(愚痴)
- ・企画案作成にあたって、学問的にどこまで介入するか。
- ・懇切な指導を行っていくための時間とマンパワーの不足。

【大学教育・学生指導の目標】

- 学科・部門カリキュラムの中で担う役割
体験型学習・実践は取り入れていくべき
- 学内あるいは学科内での今後の検討のあり方
人材育成についての産官学連携?

【添付資料 2】

是立ゼミ・1年間のゼミ(学生教育・指導)スケジュール

	12月～3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月～3月
2年	ブレゼミ ・先輩ゼミ生・OGOBとの交流 ・判例研究の仕方の教示など	判例研究(民法総則, 物権法, 契約法)と討論 ・3年ゼミの講演会企画の見学(希望者は, 企画参加) ・専門的な(民法)学習方法の習得と習慣化, 学識の習得 ・チームワークの形成の仕方の習得 ・専門的な学習と企画への誘い	判例研究(民法総論, 家族法)と討論 ・債権法講演会(8月下旬～11月下旬) ・法学講演会(9月中旬～12月中旬) ・専門的な(民法)学習方法の習得と習慣化, 学識の習得 ・講演会の企画・実践による学力と社会人基礎力の育成 ・成功体験と自信の積み重ね→勉強やチームでの企画の楽しさ	判例研究(債権総論, 家族法)と討論 ・債権法講演会(8月下旬～11月下旬) ・法学講演会(9月中旬～12月中旬) ・専門的な(民法)学習方法の習得と習慣化, 学識の習得 ・講演会の企画・実践による学力と社会人基礎力の育成 ・成功体験と自信の積み重ね→勉強やチームでの企画の楽しさ	ゼミ合宿(2年～4年合同)	ゼミ合宿(2年～4年合同)	ゼミ合宿(2年～4年合同)	ゼミ合宿(2年～4年合同)	ゼミ合宿(2年～4年合同)	ゼミ合宿(2年～4年合同)	ゼミ合宿(2年～4年合同)
3年	ブレゼミ ・先輩ゼミ生との交流・指導 ・ロールモデルとしての自覚など	判例研究(担保物権法, 金融取引法)と討論 ・OGOBによる就活相談会(5月, 10月予定) ・担保物権法講演会(3月下旬～6月下旬) ・合同ゼミ(首都圏の諸大学と。7月) ・講演会の企画・実践による高度な学力と社会人基礎力の習得 ・チームワークの習熟とリーダーシップの養成 ・成功・失敗体験と自信の積み重ねによる人格の形成→就職活動・進学対策	判例研究(担保物権法, 金融取引法)と討論 ・OGOBによる就活相談会(5月, 10月予定) ・担保物権法講演会(3月下旬～6月下旬) ・合同ゼミ(首都圏の諸大学と。7月) ・講演会の企画・実践による高度な学力と社会人基礎力の習得 ・チームワークの習熟とリーダーシップの養成 ・成功・失敗体験と自信の積み重ねによる人格の形成→就職活動・進学対策	判例研究(担保物権法, 金融取引法)と討論 ・OGOBによる就活相談会(5月, 10月予定) ・担保物権法講演会(3月下旬～6月下旬) ・合同ゼミ(首都圏の諸大学と。7月) ・講演会の企画・実践による高度な学力と社会人基礎力の習得 ・チームワークの習熟とリーダーシップの養成 ・成功・失敗体験と自信の積み重ねによる人格の形成→就職活動・進学対策	ゼミ合宿(2年～4年合同)	ゼミ合宿(2年～4年合同)	ゼミ合宿(2年～4年合同)	ゼミ合宿(2年～4年合同)	ゼミ合宿(2年～4年合同)	ゼミ合宿(2年～4年合同)	ゼミ合宿(2年～4年合同)
4年	ブレゼミ ・先輩ゼミ生との交流・指導 ・ロールモデルとしての自覚など	就職活動支援(卒論) ・法教育企画(4月～翌年2月) ・先輩ゼミ生の指導・サポート(判例研究, 講演会企画, 合同ゼミ, 法律討論会, シートのフィードバック)その他 ・法律学の学びの完成: 民法の基本原則を教えることで(output), 民法の基本的な考え方を内面化する(input) ← 社会人・企業人・公務員としての職業マインドの習得 ・リーダーシップ教育(課題・仕事への真摯さ・誠実さ, 企業・地域社会でリーダーとなれるような)信頼のできる人間性の陶冶, 信頼関係の構築の仕方(利他心, ノブレスオブリージュ)など	判例研究と討論(4年間の学びのまとめ)(卒論) ・法教育企画(4月～翌年2月) ・先輩ゼミ生の指導・サポート(判例研究, 講演会企画, 合同ゼミ, 法律討論会, シートのフィードバック)その他 ・法律学の学びの完成: 民法の基本原則を教えることで(output), 民法の基本的な考え方を内面化する(input) ← 社会人・企業人・公務員としての職業マインドの習得 ・リーダーシップ教育(課題・仕事への真摯さ・誠実さ, 企業・地域社会でリーダーとなれるような)信頼のできる人間性の陶冶, 信頼関係の構築の仕方(利他心, ノブレスオブリージュ)など	判例研究と討論(4年間の学びのまとめ)(卒論) ・法教育企画(4月～翌年2月) ・先輩ゼミ生の指導・サポート(判例研究, 講演会企画, 合同ゼミ, 法律討論会, シートのフィードバック)その他 ・法律学の学びの完成: 民法の基本原則を教えることで(output), 民法の基本的な考え方を内面化する(input) ← 社会人・企業人・公務員としての職業マインドの習得 ・リーダーシップ教育(課題・仕事への真摯さ・誠実さ, 企業・地域社会でリーダーとなれるような)信頼のできる人間性の陶冶, 信頼関係の構築の仕方(利他心, ノブレスオブリージュ)など	ゼミ合宿(2年～4年合同)	ゼミ合宿(2年～4年合同)	ゼミ合宿(2年～4年合同)	ゼミ合宿(2年～4年合同)	ゼミ合宿(2年～4年合同)	ゼミ合宿(2年～4年合同)	ゼミ合宿(2年～4年合同)

※毎月, その月の振り返りと, 翌月の計画を記す「活動記録シート」を提出

【添付資料 3】

2018 年度 活動記録シート

学籍番号		名前	
将来の夢・希望 (具体的な職業などがあれば、それを記す。それがなければ、抽象的な夢・希望を記す。)			
1年後の目標 (1年後, こういう自分になりたい, という希望・目標を記す。)			
1年後の目標, 将来の夢・希望を実現するために, この1年間, どう過ごすか。			
提出日 (改訂日)			

・上記の事項について、3月時点での現状を記してください。それぞれの事項について、明確になってきた場合、随時、改訂してください。その際、提出日の隣に、改訂日を記載してください。

【記載要領】

- ・ゼミ生には、毎月、活動記録シートを提出していただきます。活動記録シートの目的は、①大学生生活を計画的に過ごすこと、②そうすることで、学生に意図的に実力を付けてもらうこと、③就職活動の際の振り返りやエントリーシート作成の材料作りにあります。今、役に立たない、と考えても、実は、後で、役に立ってくるものと考えています。
- ・冒頭の「() 月」の部分は、毎月、各自が記入してください。
- ・各月の月末に、翌月の計画を、メール添付で提出してください。その際、提出日も記載してください。したがって、2018年4月の計画を、3月末日までに提出してください。
- ・皆さんの計画を、足立がチェックしてお返しします。
- ・各月の月末に、前月の月末に立てた計画を実践できたか評価し(3点評価)、自己評価を受けての今後の取り組みについて記載してください。
- ・1ヶ月で特筆すべき出来事があったり、足立への連絡と要望があれば、記載してください。
- ・自己評価・自己評価を受けての取り組みなどを参考に、足立から皆さんにフィードバックを行います。

【添付資料 3】

() 月 活動記録シート

	学習面	社会人基礎力面	
		前に踏み出す力、考え抜く力	チームワーク
1ヶ月間の計画 (plan, do) 提出日			
足立確認欄(確認済は○)			
自己評価点(1点~3点) (check) 提出日			
自己評価を受けての 取り組み(action)			
足立フィードバック			

1ヶ月で特筆すべき出来事(就活のエピソードとなるような出来事)	
1ヶ月間でリーダーシップを発揮できたと思う出来事・取り組み	
教員への連絡と要望	